

第27回（仮称）まちづくり条例検討市民会議

会議録概要（委員発言要旨）

平成21年2月4日（水）

会議の成立

委員総数14名 出席委員数10名 半数以上の出席により会議は成立する。

- ・出席委員 ～ 荒井、井上、逢坂、笠原、合田、杉本、高橋、中山、水口、三原
- ・欠席委員 ～ 浦西、小野寺、田巻、橋本

小谷北見市長からあいさつ

〔企画財政部長〕

- ・昨年12月21日に北見市長選挙が行われ、小谷新市長が誕生した。
- ・会議に先立ち、小谷市長から一言あいさつをさせてもらいたい。

〔小谷市長〕

- ・昨年12月21日の選挙において当選させていただき、約40日を少し過ぎた。
- ・皆さんが、まちづくりのために熱心に取り組んでいただいていることにお礼申し上げますとともに、折角の機会なので、一言ごあいさつをさせていただきたい。
- ・合併から3年が経過しようとしているが、まだ調整されていない課題があることも承知しており、新しい北見市を創り上げていくためには、皆さんの力が必要だと考えている。
- ・この会議では、自治体の憲法とも言われるまちづくり条例の素案を取りまとめているが、これまで26回にわたり議論を重ねていただいていることから、皆さんの情熱が条例素案に表れてくるものと思っている。
- ・まちづくり条例については、合併協議においても多くの議論が交わされ、その骨子が取りまとめられたことも承知しており、このことは、合併の是非を判断する上でも、また、住民の不安をなくすためにも大変重要なものであったとも認識している。
- ・私としても、これまで26回の議論経過を十分に尊重したいと考えている。是非とも皆さんの手で北見らしい条例を作っていただけようをお願いしたい。
- ・担当からも何度か話を聴いている。「共働」という言葉にもいろいろな意味合いがあると思うが、今後とも議論を重ね、より良い条例素案を作っていただきたい。
- ・本来であれば、ここで皆さんと議論させていただきたいところだが、この後も用務が控えていることから、退席することをお許し願いたい。
- ・今後とも、よろしくをお願いしたい。

配布資料について

〔中山座長〕

- ・資料を持参している委員はいないか。
- ・なければ、事務局からの配布資料を確認する。

〔事務局～企画課長〕

- ・資料1は、第26回の市民会議概要録。
- ・資料2は、条文原案のたたき台ということで、事前に送付している。

〔中山座長〕

- ・資料2の内容については、後ほど事務局から説明してもらう予定。

前回（第26回）会議内容の確認

〔中山座長〕

- ・前は、「共働」の考え方のまとめと答申までの作業工程について話し合った。
- ・「共働」に関しては、「協働」とは異なるということで「共働の原則」として謳い、理念には入れないこと、「協働」を「共働」に換えていくようなことが確認された。
- ・そして、その違いは解説文の中で端的に書き込んでいく必要があることも確認した。
- ・また、「共働」に関する想定問答集的な資料の作成も必要であるとの意見もあった。
- ・「共働」に関する議論を終え、本格的な条文検討に入る前に、答申時期とそれに向けた作業工程の再確認をした。
- ・答申については、3月には行いたいという方針を確認した
- ・条文の検討にあたっては、事務局側が「たたき台」を提示することになった。

条文の検討

条例原案の全体構成を確認

〔中山座長〕

- ・事務局が作成した「たたき台」を基に検討していくが、先ず事務局から全体構成について簡単に説明してもらいたい。

〔事務局～企画課長〕

- ・前回の会議終了後、事務局の方でたたき台を作成した。
- ・全体としては、10章44条の構成になっている。
- ・第24回会議で条例の構成について議論されたが、その時点では項目を落とさないように多くの項目を拾うことにしていたので、このような形になった。他市の条例と比較すると若干多いかと思う。
- ・文末表現を「である」調にしているが、この辺についても後で整理してもらいたい。

- ・また、確認された構成に沿って作成していく中で、どうしても入れ替えが必要だと判断した部分について、移動した項目があることを了承願いたい。あくまでも「たたき台」であるので、今後の協議において変更等が生じるものと考えている。
- ・本来なら、簡単にでも各条文の解説を添えられれば良かったが、時間的な都合でそこまで至らなかった。
- ・条文だけを見ると物足りなさを感じるかもしれないが、事務局としては、分かり易い条文であることを基本に考えて作成したので、一つひとつが短い条文になった。
- ・また、できるだけ重複した表現を避けた条文にしようと考えたことから、前回会議までに確認された第1条から第7条の条文案を修正した部分があるので、この辺についても再度議論願いたい。
- ・他市の条例では「～のため」という表現がされているが、今回提示した案においては、そういった書き方はしていない。「～のため」という表現は、目的が絞られてしまうことがあるので、そのような表現は用いなかった。
- ・関連条例についても、他市では「別に条例で定める」等の書き方がされているものがあるが、今回の案では、最高規範性を確保するために条例以外の規則等をも含めた形で体系化されるということもあり、敢えてそういった書き方をしていない。
- ・これら書き方の良し悪しについては、今後の協議の中で判断されるものと考えている。
- ・全体的にあっさりした条文だが、そこに隠れている想いが解説の中で整理されていくと考えている。その辺も考慮して条文の検討をお願いしたい。
- ・今後の進め方はこの後の協議で決まるだろうが、各条文の考え方について、その都度説明するなど事務局も議論に参加していきたい。

〔中山座長〕

- ・事務局からの説明にもあったように、以前に考えたすべての項目が盛り込まれている。
- ・もし、今の時点で、項目の加除修正（移動）について意見があれば出してもらいたい。

〔笠原委員〕

- ・現時点では分からない点があるので、その件は保留にしてもらいたい。

〔事務局～企画課長〕

- ・たたき台の個々の条文説明はその都度していく。これまでの議論から「ここはもう少し強く謳うべき」という点も出てくると思うが、そういう議論は積極的にお願したい。

〔中山座長〕

- ・もちろん、具体的検討に入った段階でも削除や統合などは行っていく。
- ・条文の検討に入るが、どのように進めていくのが良いだろうか。

〔笠原委員〕

- ・事前に送られてきた原案を見たとき、扱い方自体が難しくなってしまったと感じた。
- ・目的から原則の辺りまでは、これまでの議論の中である程度固まってきたはずなのに、表現が変えられている。
- ・さらに、30時間以上かけて議論してきた「共働の原則」についても、条例全体の中では「たったこれだけなのか」という印象を持った。
- ・検討に入る前に、原則は一体何だったのかということを確認してもらいたい。

- ・先日の臨時議会でもまちづくり条例に関する質問があったが、この条例をつくる発端は合併がひとつの契機であり、それと行財政改革だと思う。そうしたことが、このたたき台の中で生かされているのか。
- ・今後検討するにあたり、自治区設置の条件、行財政改革、条例の内容が最先端のものであるか、主権在民の原則が貫かれているか、という観点で考えていくつもりだが、そのことを全体で確認されなければ話を進め難い。
- ・たたき台の条文は抽象的な表現が多く、市長が言った「北見らしさ」を感じない。条例名称を他の市町村に替えても通用するような内容だと思う。
- ・この案を受け取ったとき、北見らしさをどう盛り込むかということを経済や一般市民から要請されていると感じた。
- ・北見らしさというのは、合併した事情や自治区、自然、歴史など、よく前文に書かれていること。まだ前文もできていないので色付けもないが、色付けと肉付けが原則に貫かれているかという形で論議しなければ時間が掛かるだけである。
- ・本題に入る前に、そういった確認をしなければ駄目ではないか。

〔中山座長〕

- ・いままでの復習をしてもらったようだ。
- ・「北見らしさ」「最新の内容」は、委員皆がそのつもりで取り組んでいると思うので、改めて確認する必要はない。
- ・これから個別の検討に入るが、各委員にはそのような気持ちで検討してもらいたい。
- ・話を戻すが、検討方法について何う。条ごとにするか章ごとにするか。

〔杉本委員〕

- ・章ごとの検討ではイメージが掴めなさ過ぎる。

〔笠原委員〕

- ・と言うより、今までの確認事項が変わったという点が引っ掛かっている。
- ・前回までの提示と今回のたたき台では、文言整理だけと思えない部分が多々ある。

〔杉本委員〕

- ・章ごとに検討するということは、その章に対して何をバックボーンに謳っていくのかをまとめていくという意味なのか。

〔中山座長〕

- ・その章が全体構成の中で果たす役割や他章との関係を明確にしながら検討していくということ。

〔杉本委員〕

- ・ということは、例えば「市民」の章では、合併当時からフィードバックして、北見では市民とはこう捉えるというバックボーンを再確認していく方法と考えて良いか。
- ・座長は、大掴みで検討した方が整理し易いと言っているのかもしれないが、そうでなければ、章ごとに検討する意味はないと思う。

〔中山座長〕

- ・そのことは既に皆が心得て検討していると思うので、バックボーンというより、当然のこととして進めていくものだと思う。

〔杉本委員〕

- ・事務局の説明にあった「～ものとする」という表現は、上手い逃げ方なのだと思う。完全に目的型条例になっている。ただ、漠然としていて掴み難いことは確かだと思う。
- ・そこでもう一度、これまで話してきた「市民」への思い入れがこの章の内容で適合しているか否かを検証していこうと座長は言っているのではないか。
- ・細かい文言から始めるのではなく、総体的に精神が入っているかどうかを検証するというではないか。

〔中山座長〕

- ・そういった目で見てもらった方が良い。逆に細かな文言修正に入ると時間がかかる。

〔笠原委員〕

- ・市民主体ということが貫かれているのかといったとき、「市政」の定義として前回までの提示にあった「市民の信託を受けた」の記載が抜け、基本理念の部分でも「信託に基づくもの」が抜けると、行政主体であることが表に出過ぎていていると感じる。
- ・市民が主役だということを徹底してきたはずなのに、たたき台の第4条第3項の内容を読むと、主役は既に逆転している印象である。

〔中山座長〕

- ・そういった話をする前に、話し合いの進め方（方針）を決めたい。第2章の内容に話が及んでいるが、効率的に進めるための方法を提示してもらいたい。

〔笠原委員〕

- ・逆に言うと、今までに提示した部分の内容では駄目なのだろうか。これまでの経過を踏まえた内容がいきなり変わるのはまずくないか。
- ・長時間かけて確認してきたことを再度確認する作業をしなければならないのか。

〔逢坂副座長〕

- ・笠原委員が言うように、これまで議論してきた哲学が各条項に反映されているのか確認することは必要だと思う。原理原則の話は理解するが、先ず、作業の手順を決めたい。

〔笠原委員〕

- ・そうではなく、今まで確認できた部分と今後検討すべき部分とに分かれる。
- ・一応、全体像が見えたが、これが変わった理由が納得できなければ前に進めない。
- ・なぜ、事務局作成案が上に書かれ、その下が前回までの提示になっているのか。

〔中山座長〕

- ・それは提案方法の一つであるであり、前回まで確認されている項目は、その内容を基本として修正していく考え方もある。皆がその方針であるなら、そのように進めていく。

〔杉本委員〕

- ・たたき台の文章デザインは、一般市民が分かり易いようにコンパクトにまとめることを意識したような印象だが。

〔事務局～企画課長〕

- ・分かり易さという点は意識しているが、何でも省くということではない。
- ・これまで確認してきた内容を若干変えて提示したことが議論となっているが、例えば「市民」の定義は箇条書きだったものを文章化したのが、定義内容を変えたとは思っていない。

- ・笠原委員から「市民の信託を受けて」の表現が抜けているとの指摘があったが、今回の場合、市民の定義に通勤通学者を含めている。そうすると、信託を受けるという表現が相応しいのかという疑問が生じたことから、一旦削除して提示した。ここでの議論で記載すべきということであれば、それは尊重しなければならない。
- ・その他、文章的に短くしている部分はあるが、趣旨は変更していないと認識している。

〔笠原委員〕

- ・たたき台の記載については、前回までの提示が先にあって「もし言い換えるならこれでどうでしょうか？」という提案なら理解できるが、事務局作成案が先に書いてあるのは納得できない。

〔中山座長〕

- ・前回までの議論を重視した見方で進めていく方向で良いか。(異論なし)

〔笠原委員〕

- ・ということは、前回までの提示の部分は、すべて生かされると考えて良いのか。

〔逢坂副座長〕

- ・それは、どう生かされ、或いは生かされていないのか、その都度皆で確認していけば良いのではないか。全体的な精神は通っているのかを含めて議論してはどうか。
- ・事務局が案を作成して提示しているが、これは単純にたたき台であり、これが行政の思惑などというものではないことを理解願いたい。

〔笠原委員〕

- ・それができないから言っている。

〔逢坂副座長〕

- ・そのように考えていかなければ、前に進められないのではないか。

〔笠原委員〕

- ・逆だと思う。会議が中断する前にも言ったが、たたき台の全体構成図を出す際には、これまで話した中身を確認して、各条文は事務局に任せるという確認だったと思う。
- ・折角、長時間かけて確認したことを再度確認することになる。文言整理だけで済まない部分が出た場合には協議し直すことになり、また進まなくなる。

〔中山座長〕

- ・繰り返すが、前回までの提示内容を基本に、事務局の意見(矛盾点の指摘)を交えながら検討していくということである。

〔井上委員〕

- ・前回までの提示と骨子だけを述べた表記があることで、整合性がとり易く、修正し易い形になっていると思う。
- ・今までの話を無視しているのではなく、最終的に整合性を合わせながら簡潔で分かり易いものを作る際のたたき台としては良いのではないか。

〔高橋委員〕

- ・以前から条文チェックの作業はしてきており、基本原則までを一度検討した段階。
- ・たたき台の文章は短すぎる部分もあると思うが、必要な肉付けをしてあげれば良いだけのこと。そうしなければ、前に進まない。

〔荒井委員〕

- ・これまでの条例は簡略化されていて分かり難い。どのようにも解釈できると思う。
- ・この条例も分かり易さは重要だが、誤解を招かないという意識で作るべきだと思う。
- ・高橋委員も言ったが、たたき台の事務局案と前回までの提示とを見ながら、足りないものは補足していくということで良いのではないか。

〔水口委員〕

- ・たたき台を読んで、笠原委員と同様の感想を持った。
- ・今まで議論してきた理念などは、どこに表れてくるのだろうかと思った。
- ・たたき台であることは承知の上で、これまでの議論経過を踏まえて提示される文章なのかと率直に思った。

〔井上委員〕

- ・確認するが、たたき台の条文の中に「～のため」という表現を使っていないのは、書くことによって限定されてしまうので、最高条例としてのリスクを考えた上でのやり方、抽象度は高くなるが分かり易く、でも限定された形で読み取られないことがないよう敢えて入れなかったと考えて良いのか。

〔荒井委員〕

- ・そこは難しいところである。

〔逢坂副座長〕

- ・井上委員の意見も筋だと思うが、調整要素として荒井委員が言うようなことも併せて検討してはどうか。

〔井上委員〕

- ・それはもちろんだが、内容によってはその辺のことも考えなければ難しく、全体を見たときのバランスもある。

〔中山座長〕

- ・それは、議論のポイントが示されたものだと思えてはどうだろうか。

〔杉本委員〕

- ・「市民の信託」と「市民」という用語定義の誤解というリスクだが、優先順位はまったく逆だと思う。信託という言葉の方がずっと重く、そちらを優先しなければならない。
- ・座長が「章の中で」と漠然と言っていたが、結局、条例の文言の中でやるしかないわけで、現実的には条文を読んで、文言を加えたり削ったりして違和感をなくしていくしかないのではないか。

〔高橋委員〕

- ・大事なものは、原則を踏まえた上での整合性だと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・原理原則、理念との関わりを議論しながら進めていければ良いのではないか。

〔笠原委員〕

- ・そうであれば、未検討の「自治区の原則」が「地域自治の原則」に変わっていて、関連項目が第8章にあるが、それを読むと趣旨が違うのではないかという話になる。
- ・それで最初に確認したのは、条例を作る元々のきっかけは何だったのかということ。

〔逢坂副座長〕

- ・その辺は、皆認識しているのではないか。

〔杉本委員〕

- ・いや、すっかり忘れていたが、思い出した。
- ・章立ては前後することが可能なので、条例の内容ごとにやった方が良いのではないか。実際には、この言葉で良いのかという疑問も出てくるだろうし、笠原委員の意見のような、忘れていたことを思い出させるようなことを積み重ねるしかないのではないか。

〔中山座長〕

- ・結局は、すべてを網羅して検討することになるので、頭から順にやって、関連する項目があれば併せて検討するなど、臨機応変に対応していくことにしたい。

〔逢坂副座長〕

- ・第2章の内容も事務局案では変わっている部分もあるので、そこが我々の哲学と合致しているのかどうか議論してはどうか。

〔高橋委員〕

- ・事務局案ということだが、事務局は一人の市民として参加して、これを書いたと考えて良いのか。個人的には、事務局も市民の立場で参加して欲しいと思っているが、それによって、たたき台の読み方も変わる。

〔笠原委員〕

- ・以前の話でも出たが、この会議は市民14人のものであり、事務局はサポート役でなければならない。そこが行政主導と市民主体という話。
- ・事務局職員にも市民としての立場があることは分かっているが、会議構成上は立場を割り切らなければまずいのではないか。
- ・そういった面からも、たたき台は今まで議論していない部分が出されると思っていた。

〔中山座長〕

- ・進め方として、なぜ、たたき台は前回までの提示に修正が加えられたのかという説明を事務局から聴きながら検討していく。

各条文を具体的に検討

〔中山座長〕

- ・はじめに、なぜ、たたき台の条文案に変更したのか、事務局から説明してもらおう。

〔事務局～企画課長〕

- ・先にも言ったように、分かり易さという点を考えて文言整理をした部分もあるが、趣旨を変えたという認識は持っていない。
- ・全体像が見えなければ個々の条文の良し悪しも分からないということで、全文を提示することになった。その整理の中で、他条とのバランスを考慮して短くしたものもある。
- ・「自治区の原則」が「地域自治の原則」に変わったとの指摘があったが、住民にとって、自治区を設置することが条例に位置付けられることが、合併の是非を判断する重要な要素であり、特に旧3町の住民にとっては、最高条例の中でそのことをきちんと謳うべきとの思いが強い。

- ・具体的な個別条例としては第40条に出てくるが、「自治区の原則」とすると何を原則にするのか非常に曖昧であると思う。

〔中山座長〕

- ・第1章から順に検討していくが、目的については、事務局から特段の説明もなかったの
で、前回までの提示の内容で良いということか。

〔高橋委員〕

- ・これは、重複している部分を省いたということではないか。

〔井上委員〕

- ・前回までの提示に「～示すとともに」とあるが、それは、その前に何かがあった上での
書き方であり、5行の内容を3行にスッキリとまとめたものと解釈している。

〔事務局～企画課長〕

- ・「市長その他の執行機関」という表現を「市長等」と短く置き換えたり、文節のつなぎの
部分で言い回しを変えたりしているところはある。

〔笠原委員〕

- ・そぎ落としたということは分かるが、例えば目的の中で、「市民の権利及び責務、議会及
び市長その他の執行機関の役割及び責務」が「市民、議会及び市長等の権利、役割及び
責務」となった場合、権利が議会や市長等にも係るのがかという疑問がある。
- ・それから、本来の目的である「市民が主体の安全で安心して生活できるまちづくり」が
「地域社会」に置き換わっている。確かにそうだが、一般市民が読んでイメージできる
のはどちらなのか。
- ・さらに、前回までの提示に書いてある「自立した地域社会」は、自治区設置を想定しな
がら作った気がする。とすると、そこには4自治区のことが含まれる解釈だったはず。
- ・「地域自治の原則」は「都市内分権の原則」とすべきである。自治区設置条例には予算措
置や権限についても書いてある。「自治区の原則」が分かり難いのであれば、より直接的
な表現である「都市内分権の原則」とした方が、第8章の地域自治についても自治区と
コミュニティが分かり易くなるのではないか。

〔事務局～企画課長〕

- ・都市内分権の原則を受けて、自治区設置を後の条で謳うという流れであれば理解し易い
と思う。

〔笠原委員〕

- ・都市内分権というと政治的色彩が強いが、自治区設置条例の趣旨や合併協議でも元々の
目的はここだったはず。
- ・市の構成上4自治区があるので、この点は外すことはできない。そこが北見らしさ。

〔杉本委員〕

- ・目的ということであれば、例えば「この条例は、市民が主体の自立したより良い地域社
会を築くことを目的とする。」というレベルで良い。他のことは余剰点で、最初と最後の
文をつないだ程度で目的は達成できる。
- ・条例は初めに目的が書かれるが、初っ端は短く単純にして、後の方で実情や状況などを
踏まえて作っていくべきではないか。

- ・「役割や責務を果たすとともに」などと書いてしまうと、そこが確認できるまでは駄目だということになるので、目的は1行で言い表せるくらい単純化して良いのではないかと。
- ・目的の条に書くべきことは、本当に目的だけで良い。

〔中山座長〕

- ・笠原委員が言っていること、さまざまな想いを込めた結果として、この長さとなったことも理解する。
- ・事務局に訊くが、目的というのは基本的に短くするものなのか。

〔事務局～企画課長〕

- ・一概に言えない。膨らませて書くことも可能だと思う。

〔荒井委員〕

- ・どこまでを簡素化し、どこまで分かり易くするのか、非常に判断が難しいところ。個々の価値観や基準が違うと思うが、基本は誰が読んでも分かり易いということで、目的についてもあまり簡素化しないことを望む。
- ・条例の目的は合併したことであり、広大な市となったことから、目的には「安全・安心」は必ず盛り込んでもらいたい。

〔杉本委員〕

- ・目的を極端に短くするのは、基本理念や基本原則にそういった状況が含まれると考えるからである。そこで詳しく書かれるのだろうから、ここでは、条例を一言で表すくらいストレートな方が良いかと思う。

〔水口委員〕

- ・目的は前回までの提示の後段「市民が主体の～」以降で十分だと思う。

〔井上委員〕

- ・基本理念や基本原則といった位置付けは必要だと思う。
- ・自治区のことなど、北見市の経緯については前文に出てくるのではと思っていた。
- ・前文である程度の骨子が出され、それを受けての目的というように流れるのでは。

〔杉本委員〕

- ・目的にいろいろ書くと、重複する可能性がある。

〔中山座長〕

- ・実際に、理念や原則と重複しているところがある。

〔逢坂副座長〕

- ・前文と理念は、多少重複しても止むを得ないが、目的と重複するのはどうかと思う。
- ・目的とは大目標であるから、杉本委員の意見のように短くしてはどうか。
- ・例えば「この条例は、本市における自治の基本理念及び基本原則を示し、市民が主体の安全で安心して生活できるまちづくりの実現を目指し、自立した地域社会を築くことを目的とする。」くらいの内容が良いのではないかと。

〔杉本委員〕

- ・議会や市長、役割と責務などを目的にすると、後段で目的の重さに比例して議会などの改善や自浄作用の仕掛けなどが必要になる。それは必要なことだが、そこまでイメージして目的に書いてしまわない方が良いと思う。状況がどう変化するのか判らない。

〔笠原委員〕

- ・本来の目的は後半3行かもしれないが、逆に言うと、そのために市民自治が担保されなければならない。議会や市長等についても、今後は条例に書いてあることをやってくださいと宣言しなければならない。
- ・基本理念と目的は重複している感はあるが、目的は条例全体の性格付けなので、このまま（前回までの提示）で良いと思う。他市の条例を見ても、自治が確立できなければならないとか、自治が最終目的であるといったものもある。ここでは市役所の運営に限定してやるという話のときに、地域社会も行政機関のこともという話があったので、ここまで膨らんだという経緯がある。削るなら、むしろ基本理念の方かもしれない。

〔杉本委員〕

- ・目的は、良い自治することではなく、良い地域社会を築くことである。良い地域社会を創るための方法として自治をするのである。

〔笠原委員〕

- ・それは少し違うと思う。そうとは限らない。

〔杉本委員〕

- ・そうすると、自治は方法論になってしまう。自治することが目的になってしまう。

〔笠原委員〕

- ・地域社会、コミュニティだけだと歴史上で考えてもさまざまな形態がある。
- ・しかし、ここで言っているのは住民自治に基づいた地域社会であり、住民が主役の自治をして、そうした形の地域社会を創っていこうという宣言だと思う。単純に地域社会を創るという話とは違う。

〔杉本委員〕

- ・より良い地域社会を創るために自治が必要ですよということでは。

〔笠原委員〕

- ・価値観によるので、何とも言えない。

〔中山座長〕

- ・基本的に前回までの提示内容を中心に考えていきたい。
- ・削るならば、1行目の「自治の担い手～明らかにし」までを削るのか。それとも、このままの内容が良いのか。

〔笠原委員〕

- ・このままが良い。

〔杉本委員〕

- ・個人的には「この条例は、市民が主体の自立した地域社会を築くことを目的とする。」で良いと思う。

〔高橋委員〕

- ・これは条例の目的を示すものであり、条例はツールと考えて良いか。
- ・であれば、「この条例は、まちづくりの基本を示すツールであり」と書くのではないか。

〔杉本委員〕

- ・ツールの場合、その道具は後で揃えるとして、先ず、ターゲットは何かということ。

〔中山座長〕

- ・井上委員の意見のような、別な意味の位置付け「～を示して、～を定めて」とした上で、「～を目的とする」それくらいは書く必要があるのかなと思うが。

〔高橋委員〕

- ・そうすると、提示案で良いことになる。

〔井上委員〕

- ・あくまでも、この条例は、政策ではなく自治体運営のルールを書くものだということは必要ではないか。当たり前のことだけど市民にとっては重要なことではないか。

〔荒井委員〕

- ・少ないより多い方が良い。あまり簡略化すると分かり難くなる。

〔井上委員〕

- ・簡略すると分からなくなることも出てくるが、簡略して分かることもある。
- ・自治の基本原則と基本理念を示すことだということは必要不可欠だと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・やはり、これは入れておかなければならないのでは。

〔杉本委員〕

- ・「市民が主体の」という2語で、住民自治に関するいろいろな自治方法が出てくると思う。

〔井上委員〕

- ・条例の対象は全市民である。分かる人にはそれでも良いが、自分のように勉強しなければ分からないような市民にとっては、最高条例とはこういう位置付けだということが謳われていた方が読み易いと思う。

〔中山座長〕

- ・では、前回までの提示の内容でよろしいか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

〔井上委員〕

- ・前回までの提示のままだと文言が重複している点が結構ある。だから、事務局案は3行におさめたのかと思うが。

〔中山座長〕

- ・「安全・安心」という言葉が必要だという話だったが、理念にも出てくる。

〔杉本委員〕

- ・この3行（たたき台案）すべて書くのか。自治の基本的条項を定めることは外せないと思うが、市長等の権利や役割などは省いても良い気がする。

〔井上委員〕

- ・ルールを示す場合には権利と役割があって、それに基づいて責任も伴うという3点は離せないと思う。市民、議会、市長等という立場も、今までの議論を踏まえると外せないのではないかと思う。
- ・前回までの提示は文章がくどい。簡潔に表した3行の形の方が分かり易いと思う。

〔三原委員〕

- ・同感

〔中山座長〕

- ・水口委員、笠原委員は違う意見だと思うがどうか。

〔水口委員〕

- ・言っていることは分かるが、「市民が主体の安全で安心して生活できるまちづくり」は、是非入れてもらいたい部分。

〔逢坂副座長〕

- ・それは、前文や基本理念と重複しても、敢えて入れるべきだということか。

〔水口委員〕

- ・そういうこと。重複しても盛り込むべきと考えるが、固執はしない。

〔笠原委員〕

- ・原文（前回までの提示）のままが良い。

〔井上委員〕

- ・水口委員が言う「安全・安心」は大事なこと。だから、前文の中で1度だけしっかりと述べた方が印象に残ると思う。

〔杉本委員〕

- ・条文の最後、「市民が主体の自立した」の後に「より良い」を加えて欲しい。固定化するのではなく前進化して欲しい。自立した所で止まらず、いつも努力するような精神性があれば、仮に事故が起きても多少のビジョンが出てくるのではないかと感じている。

〔事務局～企画課長〕

- ・たたき台を作成して出している立場だが、話を聴いていて個人的に感じたことがある。
- ・目的に「安全・安心」は大事だという意見が出されている。「安全で安心して」というのは、理念（第4条）の中に書いてあり、なるべく言葉の重複は避けたい気持ちがあった。
- ・第4条第2項は住民自治を、第3項は団体自治を規定するものとしている。「安全・安心なまちづくり」というのは、市民、議会、市長等の3者に通じる部分ではないかと思う。その場合、目的に書かれていた方が良いのかもしれない気がした。
- ・たたき台の第4条では、住民自治の部分にしか出てこない。

〔笠原委員〕

- ・それが、第23条の災害等への対応に繋がると思っている。
- ・そこは、行政が行なう部分と地域での部分、両方の絡みがある。
- ・本来であれば、危機管理の部分と地域福祉の分野に分かれ、安全は危機管理、安心は地域福祉的なものを実現しようとするもので、そこには当然、行政が関わるものと住民が担当するものがある。

〔中山座長〕

- ・前文はあまり長くしないものではなかったか。「安全・安心」を加えると長くなるが。

〔事務局～企画課長〕

- ・前文を結構長く書いている市もある。
- ・前文には、思い切っているいろいろな想いを書いても良いかと思う。

〔中山座長〕

- ・となると、目的に盛り込むかどうかということ。

- ・今の企画課長の話だと、住民自治と団体自治を前面に表すため、たたき台では理念の中にある「安全・安心」は削除した方が良いということだった。
- ・あとは、前文と目的の両方で掲げるか、前文のみで使うのか。

〔合田委員〕

- ・たたき台の3行には「市民、議会、市長等」「権利、役割、責務」も入っていて、目的としては良いと思う。そこに、杉本委員の意見にあった「より良い」を加えることが非常に良いと思う。
- ・「安全・安心」については、前文に想いが盛り込まれば良いと思う。

〔中山座長〕

- ・「より良い」を加えることは全員一致で了だと思いが、「安全・安心」はどうするか。

〔杉本委員〕

- ・「より良い」と言ったのは、「安全・安心」を含めてのものである。産業系の経済振興等にもプラスできるし、安全安心という意味も含まれると思った。

〔中山座長〕

- ・「安全・安心」を入れるべきだという笠原委員、前文に書くことで目的から除くというのはどうだろうか。

〔笠原委員〕

- ・むしろ、目的と理念の方が重複している表現が多く感じる。そちらを整理してはどうか。
- ・「安全・安心」は、第12条の事業者等の社会的責任ということもあり、環境に関することは「安全・安心」に関わる。住民の福祉や危機管理だけの話でなく、本来は景観条例までを含めるべき。それを第12条に明記するなら、目的に合致しておかしくない。
- ・基本理念や前文には、それ以外の部分「共に考え、行動」などを盛り込んで欲しい。

〔逢坂副座長〕

- ・たたき台の基本理念にある「安全・安心」を生かさないのであれば、目的に書いた方が良いのか。前文にも載ってくるだろうが、大事なことから重複させるのも良いのか。

〔杉本委員〕

- ・「安全・安心」は流行語になっていて、あまり使いたくない。

〔笠原委員〕

- ・未だ見ぬ前文を想定しながら話すのもどうか。前文が完成したときに、重複しているから云々となっても。

〔逢坂副座長〕

- ・それはそのときに話し合えば良い。

〔中山座長〕

- ・では、現段階では「市民が主体の安全で安心して生活できるまちづくり」を一応入れておき、前文を作った時点で再確認することにしたい。

〔逢坂副座長〕

- ・もうひとつ気になることがある。前回までのものは「市民の権利～、議会及び市長その他の執行機関の役割～」とあるが、たたき台では「市民、議会及び市長等の権利～」となっている。行政サイドの権利が主張されていると感じるが。

〔中山座長〕

- ・それは先ほども出ていた。
- ・1時間近く議論してきたが、そうすると、前回までの提示に「より良い」という言葉を加えれば良くなるのではないか。

〔笠原委員〕

- ・これ（前回までの提示）は、思いつきで作ったのではなく、その時々しっかりと論議した結果だと思う。だから、それはそれなりに尊重しなければ、前に進まなくなる。

〔中山座長〕

- ・また、前文ができた段階で話し合うことになると思う。
- ・第1条の目的については、とりあえず、前回までの提示に「より良い」を加えたものとする。

〔高橋委員〕

- ・もうひとつ足したいことがある。
- ・ここでは、自立や自治という言葉が目立ち、頑張らなければならないという印象が強い。
- ・この後にコミュニティなどが出てくるが、北見の個性として足りないのは「連携」だと思っている。このことが見えてくると、少し柔らかくなるのではないか。

〔笠原委員〕

- ・それは、地方分権があって、それに対して自立した地域社会で自立した個人ということをやらざるを得ない状況、契機が合併の中にあっただので、こうした文言が入ってきた。
- ・確かに、頑張れという要素が強く見えるが、実際にはそれに近い形にしかならない。
- ・その辺は、解説の部分で上手に書いてもらえば良い。

〔杉本委員〕

- ・このまちづくり条例は、行政側を拘束するためのものなのか、市民に対して発するものなのか、ターゲットによって中身が違ってくると思う。
- ・たたき台は、市民側から見ると、どのようにすると受け入れられ易いかを考えた書き方だと思う。そのターゲットの絞り方が何かあるのではないか。
- ・全体を通して、これから出てくることだと思う。

〔笠原委員〕

- ・それが最初に言った、原則を確認しようという所だと思っている。
- ・市役所も今までは中央集権的な自治をしてきたが、今後は自前でやっていかなければならず、そうすると当然、中央に向いていた目線を市民の立場としてやらざるを得ない。できない場合は破綻するおそれがある。

〔中山座長〕

- ・杉本委員の疑問については、両者共にターゲットにすることで話が付いていると理解している。自治の方に話が行きかけたが、結局、市民主体でいうことになった。

〔杉本委員〕

- ・条例の作り方として、神原氏の考え方や札幌市は、最初から分権、独立しているというスタンスで作っているが、北見の場合は、今後の地方分権を想定して考えていくという見方で、それも役所と市民の両方に通用するものでということが良いか。

・神原氏は完全に役所向けに作っているもので、それとは違うという認識で良いか。

〔逢坂副座長〕

・そういうこと。神原氏のものとはスタンスが少し違う。

〔中山座長〕

・それでは、言葉の定義についての検討に移る。

〔笠原委員〕

・定義についても、前回までの提示を基本に。ただ、「市民」については、たたき台の方がスッキリしていて良いかと思う。それと、各号にある「この条例において」という表現は削除して、その他は前回までの提示のままが良いと感じている。

〔中山座長〕

・第2項以降の「この条例において」という言葉を削除。

〔笠原委員〕

・たたき台の「市政」の定義だが、いきなり「議会及び市長が担うもの」と出てくると、市民は何処にいったのかとなる。あくまでも、市民の信託を受けた議会及びその他の執行機関が担うものという形でなければ、いきなりだと、また先ほどの所に話が戻るのかという印象を受ける。

〔中山座長〕

・「市民」は、たたき台の方が良いと思う。

・次の「市長その他の執行機関」は、なぜ「市長等」に変わったのか。

〔事務局～企画課長〕

・これは、この後の条文の中に多く出てくる用語になる。全体を見渡したとき、短い言葉で定義したいという思いがあった。

〔中山座長〕

・そういうことであれば、「市長等」で問題ないのではないか。

〔逢坂副座長〕

・短い言葉ということで「市長等」になっているが、他に良い表現はないだろうか。

〔事務局～企画課長〕

・「議会及び市長等」など、この言葉の前に「議会」が付く場合（条文）も多い。他市の条例では、議会も含めて「市」としている例もある。そこは定義の仕方で整理できる範囲。

〔井上委員〕

・「市長その他の執行機関」だと長くて、そこが、目的を読んでも分かり難いと感じた要因だと思う。

・説明文はこのままで、用語は「市長等」にすれば良い。

・それから、接続詞の使い方で「及び」が目的の中だけで5回も6回も出てくる。「権利と責務」とするなどの整理をした方が分かり易いのではないか。

〔中山座長〕

・「市長等」は短くて良いと思うが。

〔逢坂副座長〕

・「市長等」とするなら、説明文に執行機関という文言を加えてはどうか。

〔笠原委員〕

- ・企画課長が言ったように、一般的には市議会と市の執行機関を含めて「市」としている所が多い。そうでなければ、用語の定義に議会が出てこないことになる。

〔事務局～企画課長〕

- ・ここは、どうにでも定義付けできる。今後、非常に多く使う言葉なので、読んですんなり受け入れられる用語が良いと思う。今決めても、条文を検討していく中で変わってくる可能性もある。

〔杉本委員〕

- ・一般市民にしてみると、「市長等」より「市」の方が分かり易いのでは。

〔逢坂副座長〕

- ・そうなると、執行機関と牽制機関（議会）を一緒くたにしてしまうことになる。

〔杉本委員〕

- ・組織形態が違うので、議会は別になる。「議会」と「市」という分け方。

〔笠原委員〕

- ・それは決め方である。以前の論議では、市長の部分があって、それで4番目に「市政」というものを入れてしまったから、わざわざ議会と市長等に分けてしまっている。
- ・「市」に議会と市長の執行機関も込みにしてあげれば、一発でいくことはできる。
- ・「市長等」と「市政」が微妙な関係にある。

〔杉本委員〕

- ・「市政」には議会と市長等の2つしか出てないが、ここに住民自治が出てくるべき。

〔中山座長〕

- ・ここは、今の段階では「市長等」にしておき、定義内容はそのままにする。
- ・「まちづくり」は、どちらも一緒なのでこのまま。
- ・「市政」はどうだろうか。

〔笠原委員〕

- ・やはり、原文（前回までの提示）の方が良い。市民の信託を受けている。

〔杉本委員〕

- ・契約条件のような状況が分からなければまずいと思う。

〔中山座長〕

- ・事務局からの説明で、通勤通学者を含めて「市民」と定義しているので矛盾するとのことだったが、それでも「信託」というのは重要なキーワードか。

〔杉本委員〕

- ・他町から北見市に来て活動している人たちも、北見市はこうあって欲しいという希望と期待を持って来ているのだから、実際には信託を受けていることになると思う。
- ・選挙など直接的なこと以外にも、住民が北見市に寄せる希望の受入先という面もある。
- ・行政のお上意識をなくすためにも「信託」は入れておかなければならない。

〔逢坂副座長〕

- ・法制的には事務局の説明のとおりだろうが、杉本委員が言うように必要な言葉だと思うので、その曖昧な部分は解説できちんと説明することにしないか。

〔中山座長〕

- ・では、そのようにして「信託を受けた」という表現を使うこととする。
- ・今日の検討はここまでにしたい。検討数が少なかったなので、全部を再確認する。

～ 検討内容のまとめ～

第1条（目的） 基本的には前回までの提示を使う。国語的な観点で、若干の文言修正が必要と考える。「自立した地域社会」を「自立したより良い地域社会」とした点が大きな修正。

第2条（定義） 「市民」は、たたき台を採用
「市長その他の執行機関」は「市長等」に変更し、たたき台を採用
「まちづくり」は、たたき台を採用（前回と同内容）
「市政」は、前回までの提示を採用（「市長等」に変更）

「共働」の解説（Q & A）の作成について

〔中山座長〕

- ・前回、「共働」に関する解説文や想定問答集を作成することが決まった。
- ・作成の方法として、専門部会を設置して作成した案を全体会議に諮るのがひとつ、もうひとつは、全体会議の場でアンケートを実施して取りまとめるというもの。
- ・個人的には、専門部会を設置した方がまとまり易いと考えているが、どうだろうか。

〔合田委員〕

- ・専門部会形式で1度検討しているが、その時のものを詰めていくというイメージなのか。

〔中山座長〕

- ・前回集まった委員を中心に考えるということも考えられる。

〔杉本委員〕

- ・ただ、あの時の考え方（形）とは違うので、作り変えなければならない。

〔中山座長〕

- ・全体会議でとなると時間も掛かるので、専門部会で検討することとし、そのメンバーは前回と同じ委員にお願いする。

次回の会議について

〔事務局～企画課長〕

- ・次回は1週間後の2月12日に開催し、2月中にもう1回（27日）開催したい。

〔中山座長〕

- ・以上で、本日の会議を終了する。